

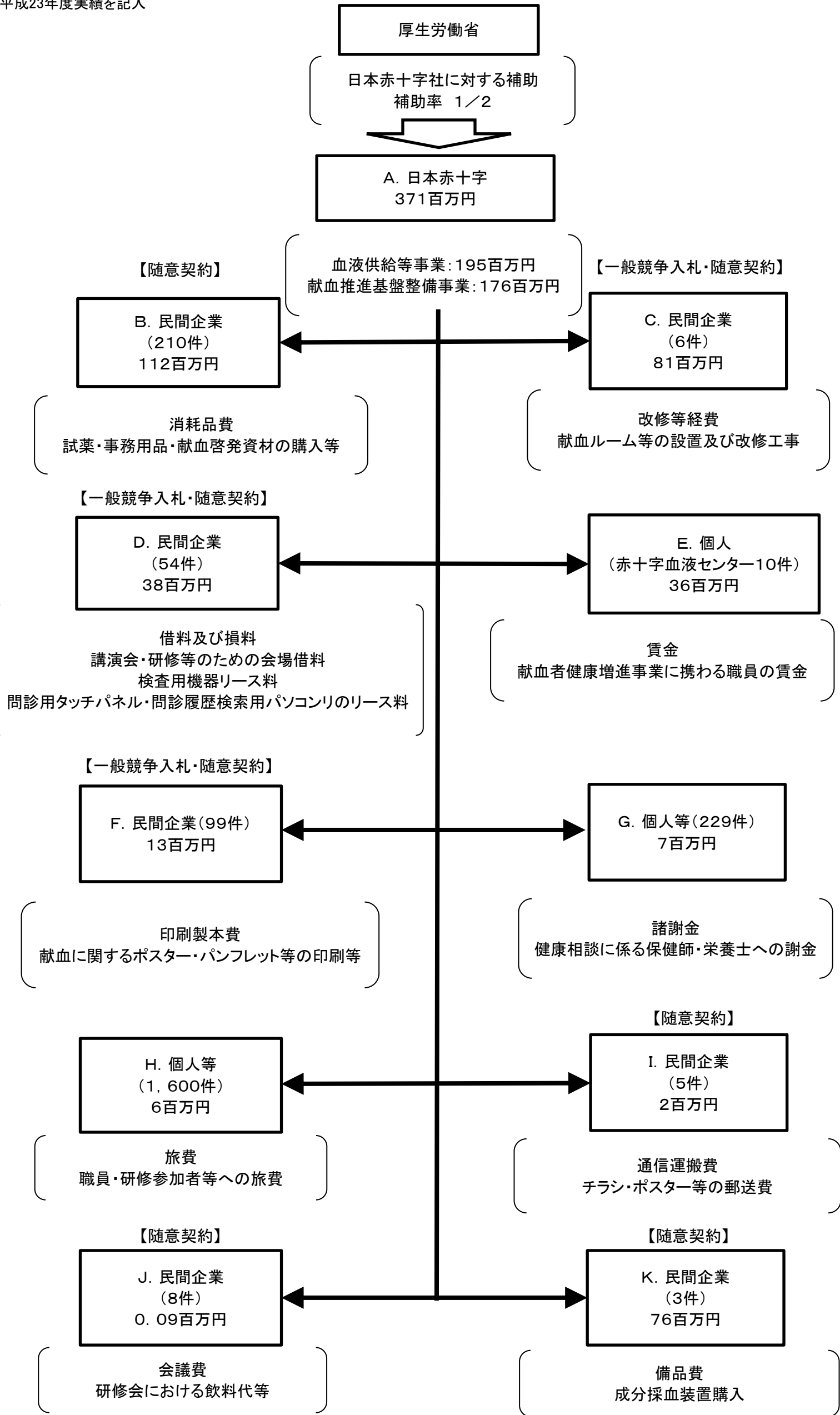
平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	血液製剤対策事業		担当部局庁	医薬食品局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和46年度		担当課室	血液対策課		課長 三宅 智		
会計区分	一般会計		施策名	施策目標：Ⅳ-1-10 安全な血液製剤を安定的に供給する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—		関係する計画、通知等	・血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成20年6月6日厚生労働省告示第326号) ・献血推進計画(平成23年3月23日厚生労働省告示第64号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」における国の責務に基づき、国内自給及び安全な血液製剤の安定供給を確保するため、献血の推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	安全な血液製剤の安定供給の確保等のための血液供給等事業として、①献血者健康増進等事業、②血液の安全性確保のための情報システム事業、③問診技術向上研修事業、④若年層献血者等確保推進事業、⑤ウエストナイルウイルス検査体制整備事業を、また、献血推進基盤整備事業として、⑥献血受入確保施設設備整備事業、⑦複数回献血協力者確保事業を日本赤十字社への補助事業(補助率1/2)として実施している。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	601	472	373	346	精査中	
		補正予算						
		繰越し等						
	計		601	472	373	346	精査中	
	執行額		598	456	371			
執行率(%)		99.50%	96.61%	99.46%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上 ※平成23年度の実績は速報値		成果実績	万リットル	208	206	187	187
			達成度	%	114	113	101	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	「成分献血」に用いる成分採血装置の購入台数		活動実績 (当初見込み)	台数	新規41 更新116 (新規66 更新111)	新規45 更新135 (新規45 更新135)	新規22 更新162 (新規32 更新152)	— (新規36 更新138)
	複数回献血クラブにおける各種講演会の開催回数		活動実績 (当初見込み)	回	81 (73)	60 (67)	65 (65)	— (69)
単位当たりコスト	複数回献血クラブにおける各種講演に対する国の補助額(25千円/回)		算出根拠	(A) 1,642千円 ÷ (B) 65回 = 25千円 (A) 複数回献血クラブにおける各種講演に対する国の補助額 (B) 複数回献血クラブにおける各種講演の開催回数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	献血者被害調査謝金	0.3						
	献血者健康被害調査委員等旅費	0.6						
	献血者健康被害調査費	1.1						
	血液確保事業等補助金	344.0						
	計	346	精査中					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的 状・予 算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国内自給及び安全な血液製剤の安定供給を確保するため、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	血液法の国の責務に基づき実施している事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の 流れ、 費目・ 使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	血液法に基づく国の責務を踏まえ、我が国唯一の採血事業者である日赤への国庫補助を行っている。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	血液法に基づく国及び採血事業者の責務を踏まえ、国庫補助率は1/2に設定している。
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	日赤からの支出は日赤の会計規則に基づき、適正かつ合理的に行われている。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	事業の適切な遂行について、必要な経費に限定されている。
活動実績、 成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本事業の目的を達成するため、専門家、有識者の見解を踏まえ、国は事業の実施要綱において実効性のある取組を示している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	成果目標は医療上必要な血液量をもとに設定したものであり、達成率も高く、達成度は着実に向上している。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績はその見込みに見合ったものとなっている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	献血ルームや成分採血装置については、稼働率も高く、十分に活用されている。
点検結果	<p>事業の必要性などを検証の上、日本赤十字社の事業として既に定着しているものは、そのあり方について改めて検討するとともに、献血者が減少している若年層への働きかけについては、それを強めるなど事業の重点化を図り、さらに効率的な事業の実施に向けた見直しを検討する。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	226	平成23年行政事業レビュー	203

※平成23年度実績を記入

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足
する) (単位: 百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.日本赤十字社			G.女子栄養大学香友会		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	消耗品費	事務用品・啓発資材の購入等	112	諸謝金	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	2
	改修等設備費	献血ルーム改修工事	81			
	備品費	成分採血装置購入	76			
	借料及び損料	会場借料、検査用機器リース料、タッチパネル及びパソコンリース料	38			
	賃金	献血者健康増進事業に携わる職員の賃金	36			
	印刷製本費	ポスター・パンフレット等の印刷	13			
	諸謝金	健康相談に係る保健師・栄養士への謝金	7			
	旅費	職員・研修参加者等への旅費	6			
通信運搬費	チラシ・ポスター等の郵送費	2				
会議費	研修会における飲料代等	0.09				
計		371	計		2	
	B.川澄化学工業(株)			H.個人(1,010名)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
消耗品費	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する消耗品の購入	20	旅費	若年層向け研修会・セミナー参加者の旅費	3	
計		20	計		3	
	C.(株)竹中工務店			I.日本郵便		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
改修等設備費	献血ルーム等の設置及び改修工事	40	通信運搬費	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の郵送費	1.6	
計		40	計		2	
	D.NTTPCコミュニケーションズ(株)			J. スイスホテル大阪南海(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
借料及び損料	複数回献血クラブ専用メール管理サーバ利用料等	15	会議費	研修会開催に係る飲料代等	0.05	
計		15	計		0.05	
	E.血液センター職員			K.ヘモネティクスジャパン(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
賃金	献血者健康増進事業に携わる職員の賃金	36	備品費	成分採血装置の購入	54	
計		36	計		54	
	F.三信電気(株)					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
印刷製本費	献血不採血者用パンフレット及び検査結果通知書の作成	4				
計		4	計			

支出先上位10者リスト

A

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本赤十字社	血液確保事業等補助金	371		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	川澄化学工業(株)	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する消耗品の購入	20	随意契約	
2	(株)日栄東海	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	14	随意契約	
3	(株)ムトウ	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	11	随意契約	
4	関薬(株)	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	7	随意契約	
5	(株)八神製作所	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	6	随意契約	
6	(株)タカラ	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	5	随意契約	
7	成和産業(株)	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	5	随意契約	
8	(株)スズケン	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	5	随意契約	
9	(株)シバティンテック	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	4	随意契約	
10	(株)メディセオ	400mL献血者及び成分献血者に対する血球計数検査に要する試薬の購入	3	随意契約	

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)竹中工務店	献血ルーム等の設置及び改修工事	33	随意契約	
		献血ルーム等の設置及び改修工事	6	随意契約	
		献血ルーム等の設置及び改修工事	1	随意契約	
2	(株)エイムクリエイツ	献血ルーム等の設置及び改修工事	23	随意契約	
3	(株)守谷商会	献血ルーム等の設置及び改修工事	10	7	67.6
4	(株)岡野組	献血ルーム等の設置及び改修工事	5	4	93.6
		献血ルーム等の設置及び改修工事	1	随意契約	
5	(株)丹青社	献血ルーム等の設置及び改修工事	1	3	
6	(株)県設計	献血ルーム等の設置及び改修工事	1	4	
7					
8					
9					
10					

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NTTPCコミュニケーションズ(株)	複数回献血クラブ専用メール管理サーバ利用料等	15	随意契約	
2	NECキャピタルソリューション(株)	問診用タッチパネルのリース・保守料	12	5	97.6
3	富士通リース(株)	問診履歴照会用パソコンのリース・保守料	5	5	95.9
4	シスメックス(株)	健康管理検査業務に要する機器のリース料	4	随意契約	
5	札幌グランドホテル	研修会・セミナー開催に係る会場借料	0.4	随意契約	
6	シネプレックス熊本	献血啓発イベントに係る会場借料等	0.1	随意契約	
7	ユナイテッド・シネマ(株)	献血啓発イベントに係る会場借料等	0.1	随意契約	
8	スイスホテル大阪南海(株)	研修会・セミナー開催に係る会場借料	0.1	随意契約	
9	福井テレビ	献血啓発イベントに係る会場借料等	0.1	随意契約	
10	メルパルク(株)岡山	研修会・セミナー開催に係る会場借料	0.1	随意契約	

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	赤十字血液センター職員	健康管理検査業務に携わる職員の賃金 (赤十字血液センター10件分)	36		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三信電気(株)	検査結果通知書の作成	4	6	97.1
2	(株)日赤サービス	献血不採血者用パンフレットの作成	2	随意契約	
3	大丸藤井(株)	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の作成	0.3	随意契約	
4	(株)トライ	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の作成	0.3	随意契約	
5	東洋紙業高速印刷(株)	施設見学用等の説明資料の製作及び購入に係る費用、複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の作成	0.3	随意契約	
6	(株)アイプリコム	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の作成	0.2	随意契約	
7	(株)KBSラジオ放送	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の作成	0.2	随意契約	
8	東亜販売(株)	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の作成	0.2	随意契約	
9	(株)三愛印刷	施設見学用等の説明資料の製作及び購入に係る費用	0.1	随意契約	
10	(株)佐賀新聞サービス	施設見学用等の説明資料の製作及び購入に係る費用	0.1	随意契約	

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	女子栄養大学香友会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	2		
2	(財)大分県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
3	(社)石川県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
4	(財)神奈川県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
5	(社)広島県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
6	(社)熊本県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
7	(社)兵庫県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
8	(財)岩手県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
9	(社)東京都栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		
10	(社)千葉県栄養士会	低比重者に対する健康相談に係る栄養士、保健師への謝礼金	0.1		

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人(1010名)	若年層向け研修会・セミナー参加者の旅費	3		
2	職員(530名)	問診技術向上研修会出席に係る職員旅費 若年層向け研修会・セミナー参加者の旅費	1		
3	ミディ総合管理(株)	献血協賛企業活動推進事業に係る職員交通費	0.5		
4	かわばた石油	献血協賛企業活動推進事業に係る職員交通費	0.1		
5	ESSO	献血協賛企業活動推進事業に係る職員交通費	0.1		
6	有田鉄道(株)	若年層向け研修会・セミナー参加者の旅費	0.1		
7	福島県石油協同組合	献血協賛企業活動推進事業に係る職員交通費	0.1		
8	宮崎交通(株)	若年層向け研修会・セミナー参加者の旅費	0.1		
9	(株)東日本宇佐美外	献血協賛企業活動推進事業に係る職員交通費	0.1		
10	(株)三谷サービスエンジン	献血協賛企業活動推進事業に係る職員交通費	0.1		

I

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本郵便	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の郵送費	1.6	随意契約	
2	オフィスキューブ	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の郵送費	0.1	随意契約	
3	トナミ運輸(株)	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の郵送費	0.1	随意契約	
4	藤崎印刷(株)	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の郵送費	0.1	随意契約	
5	ヤマト運輸(株)	複数回クラブ案内に係るチラシ・ポスター等の郵送費	0.1	随意契約	
6					
7					
8					
9					
10					

J

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	スイスホテル大阪南海(株)	研修会開催に係る飲料代等	0.05	随意契約	
2	エムエフエス(株)	研修会開催に係る飲料代等	0.02	随意契約	
3	メルパルク(株)	研修会開催に係る飲料代等	0.006	随意契約	
4	銀座コージーコーナー	研修会開催に係る飲料代等	0.004	随意契約	
5	(株)不二家	研修会開催に係る飲料代等	0.004	随意契約	
6	かんぼの宿	研修会開催に係る飲料代等	0.003	随意契約	
7	アルプス洋菓子店	研修会開催に係る飲料代等	0.002	随意契約	
8	イオンリテール(株)	研修会開催に係る飲料代等	0.001	随意契約	
9					
10					

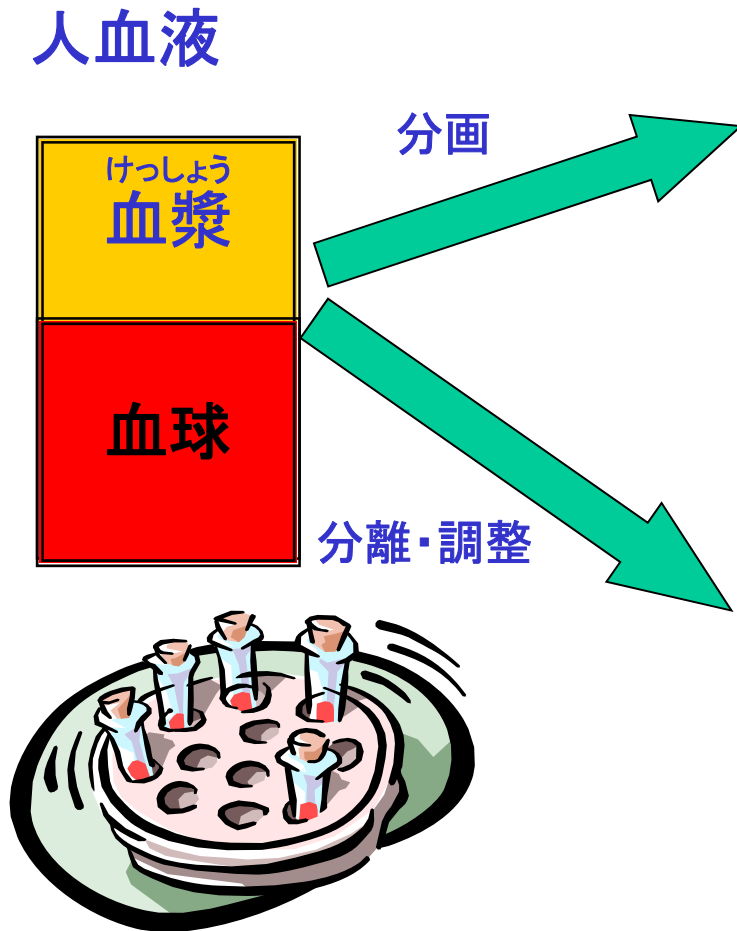
K

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ヘモネティクスジャパン(株)	成分採血装置の購入	54	随意契約	
2	カリディアンBCT(株)	成分採血装置の購入	12	随意契約	
3	テルモ(株)	成分採血装置の購入	10	随意契約	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

1. 血液製剤とは

血液製剤とは、人の血液を原料として製造される医薬品。輸血用血液製剤と血漿分画製剤(血液から分離した血漿から治療に必要な血漿たん白を分画したもの)に分類

血漿分画製剤(代表的なもの):製造(日赤、民間3社)



(アルブミン製剤:熱傷、出血性ショック等の治療 血液凝固因子製剤:血友病等の治療
グロブリン製剤:感染症の予防治療等)

輸血用血液製剤:製造(日赤)*括弧内は有効期間



2. 血液事業の経緯

<行政の動向等>

- 昭和23年 GHQ 輸血対策確立の指示(血液銀行の設置)
- 昭和27年 日赤血液銀行開設
- 昭和31年 旧血液法*1施行
- 昭和39年「献血の推進について」閣議決定(売血から献血へ)

- 昭和49年 輸血用血液製剤の国内自給達成

- 昭和63年 血液製剤の国内自給促進決定(国会附帯決議)
- 平成 2年 有料採血の完全廃止
- 平成 6年 血液凝固第Ⅷ因子製剤の国内自給達成

- 平成11年 献血血液に核酸増幅法(NAT)検査を導入

- 平成15年 新血液法*2施行

- 平成16年 「輸血医療の安全性確保のための総合対策」制定
- 平成17年 献血構造改革の目標設定
- 平成22年 採血基準の見直し(400ml献血可能年齢引下げ)
「献血推進2014」制定

<主な出来事>

- 昭和20年 枕元輸血(院内輸血)普及
- 昭和23年 輸血による梅毒感染
(東大分院)

- 昭和39年 ライシャワー事件
(輸血後肝炎感染)

- 昭和60年 血液製剤によるHIV感染
国内患者認定
- 平成元年 HIV訴訟提訴

- 平成8年 HIV訴訟和解

- 平成14年 C型肝炎訴訟提訴

- 平成15年 輸血による HIV感染発生

- 平成20年 C型肝炎訴訟和解

*1:「採血及び供血あつせん業取締法」 *2:「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」

3. 血液法の基本理念

基本理念(「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第3条)

- ①安全性の向上
- ②国内自給の原則と安定供給の確保
- ③適正使用の推進
- ④公正の確保及び透明性の向上

○安全性の向上

血液製剤は医療上有用であるが、その使用による感染症等のリスクを完全に否定することは困難。血液の採取、製造、供給から使用に至るまで、安全性の向上に向けた不断の努力が必要。

○国内自給の原則と安定供給の確保

倫理性、国際的平等性の観点から、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造される体制の構築を目指す。また、医療需要に的確に応えられるよう、血液製剤を安定的に供給する体制を整備。

WHOも「無償献血を基本として各国の血液事業を推進すべき」と勧告。

○適正使用の推進

血液製剤が貴重なものであること及び感染のリスク等について特段の注意を払う必要があり、真に必要な場合にのみ使用するなど、適切かつ適正な血液製剤の使用を推進。

○公正の確保及び透明性の向上

血液事業関係者は、献血の善意に応え、国民の理解と協力を得られるよう、十分な情報公開が必要。

4. 血液事業に係る関係者の責務

- * 法(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)
- * 基本方針(血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針:厚生労働省告示)

国(法第4条)

- 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定、実施
- 国内自給が確保されるため、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発
 - ・ 献血推進計画の策定(法第10条)
 - ・ 献血推進計画に基づき国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、採血事業者による献血の受入れや献血者の保護に対する協力(基本方針)
- 血液製剤の適正な使用の推進の策定及び実施

地方公共団体(法第5条)

- 献血の住民理解を深めること
- 採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるための措置
 - ・ 都道府県献血推進計画の策定(法第10条)
 - ・ 献血の理解を深めるための広報(基本方針)
 - ・ 献血推進組織の育成(基本方針)
 - ・ 献血の受入れの円滑な実施(基本方針)

採血事業者(法第6条)

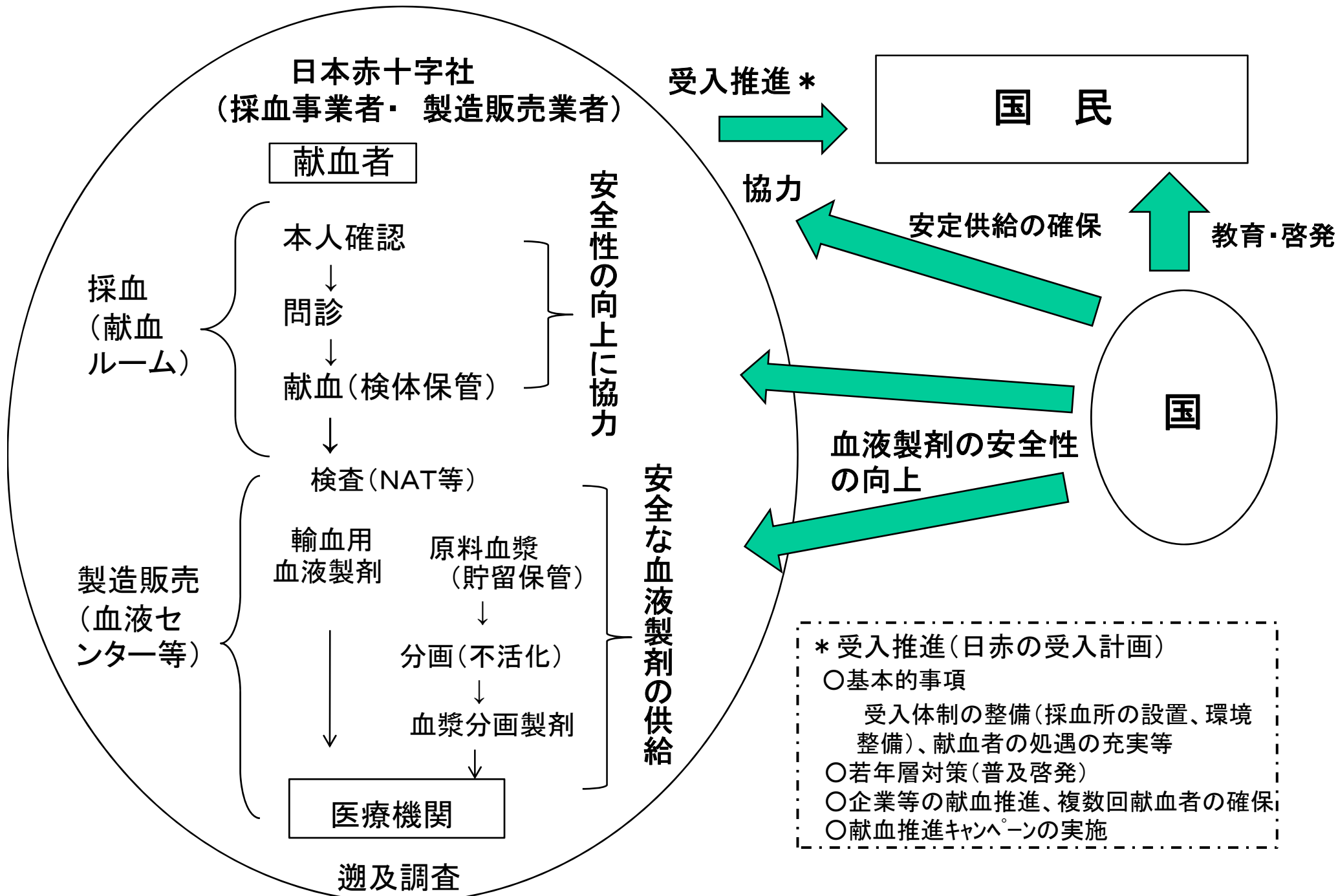
- 献血の受入れの推進
- 安全性の向上及び安定供給の確保に協力
- 献血者の保護
 - ・ 献血受入計画の策定(法第11条)
 - ・ 受入目標達成のための措置(基本方針)
 - ① 安心して献血できる環境整備
事故時の対応、献血者の個人情報保護、健康被害の補償
 - ② 採血時の健康管理サービス、献血者との連携確保

製造販売業者(法第7条)

- 安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給
- 血液製剤の安全性の向上に寄与する技術の開発、情報収集及び提供

医療関係者(法第8条)

- 血液製剤の適正使用及び安全性に関する情報収集及び提供



5. 献血の現状と重点施策(献血推進2014)

現 状

- 全国の献血者総数約530万人(平成22年度)、医療上の必要量は確保
- 少子高齢化により、若年層(10代、20代)の献血者が減少
- 15年後の2027年度に約100万人分の血液が不足するとの推計有

献血推進の中期目標
(献血推進2014)策定
(平成22年度)

「献血推進2014」の目的・背景

我が国の献血者は昭和60年度以降、減少の一途をたどり、平成19年度には約496万人まで低下。

その後、「献血構造改革」(平成17年度から5か年計画)の取組み等により、平成21年度には約530万人まで回復したが、10代の献血率は依然低下傾向。高齢化により血液の需要の増加が見込まれ将来の安定供給が危ぶまれる状況。

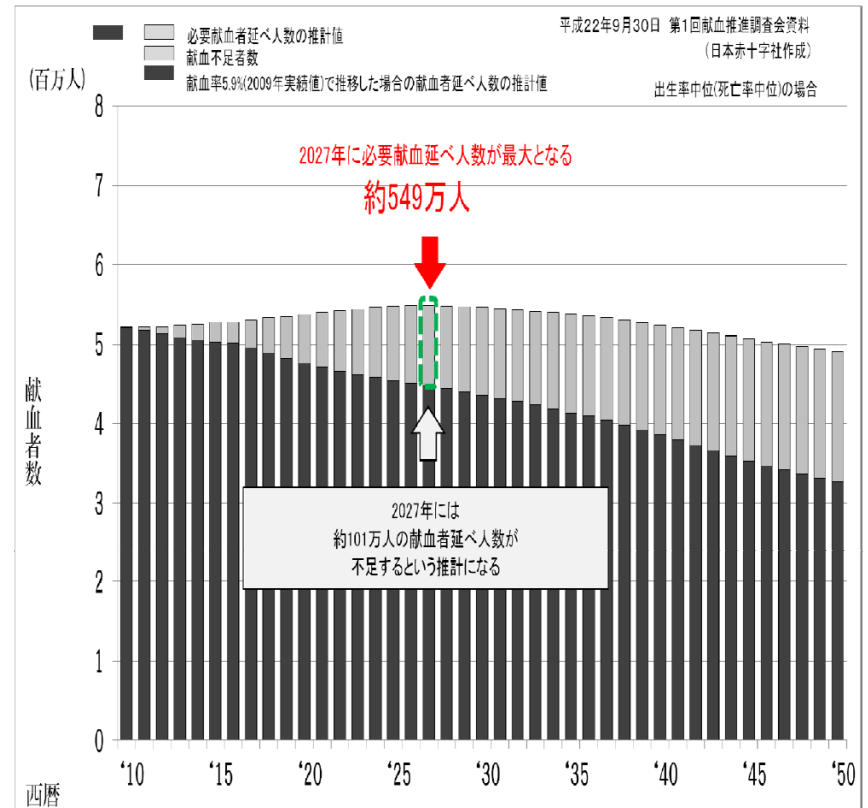
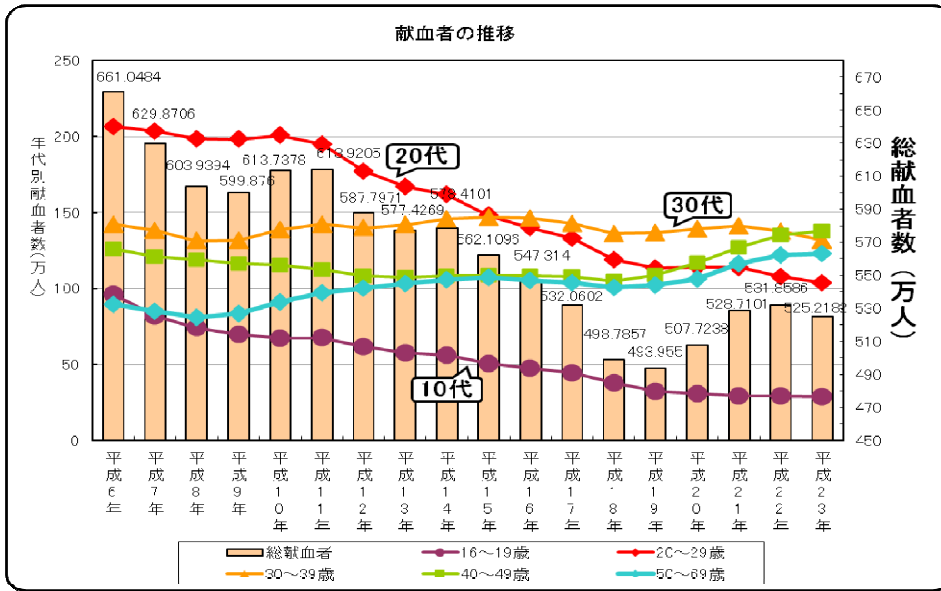
こうした状況を踏まえ、将来にわたり血液の安定供給体制を確保するため、平成26(2014)年度までの達成目標を以下のとおり設定し、献血の推進を一層強力に実施している。(平成22年度)

【献血推進2014】

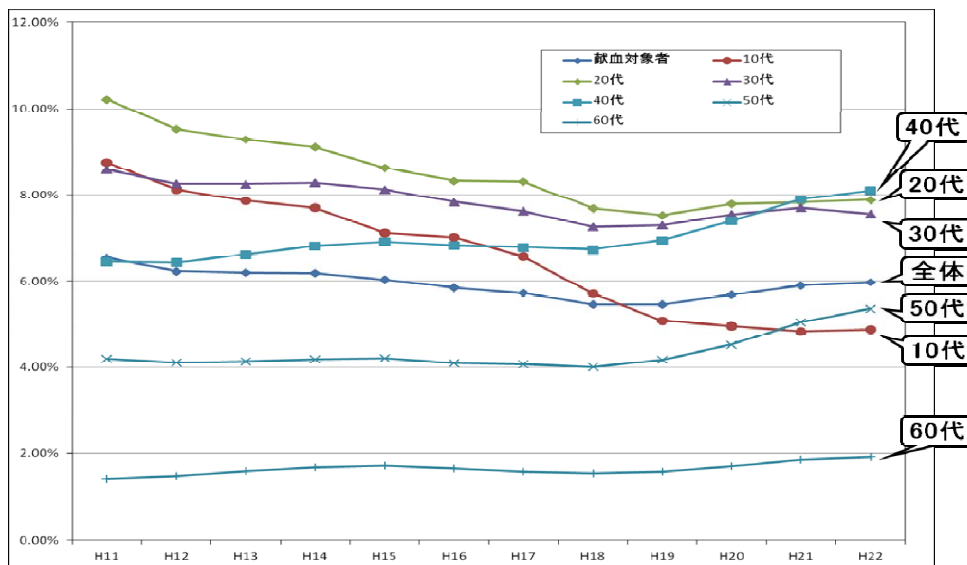
項 目	目 標 *括弧内は平成21年度実績
若年層の献血者数の増加	10代の献血率を6.4%まで増加させる。(6.0%)
	20代の献血率を8.4%まで増加させる。(7.8%)
安定的な集団献血の確保	集団献血等に協力いただける企業・団体を 50,000社まで増加させる。(43,193社)
複数回献血の増加	複数回献血者を年間120万人まで増加させる。(984,766人)

(具体的な取組)

- はたちの献血キャンペーン(1月)
- 愛の血液助け合い運動(7月)
- 中学生・高校生への普及啓発活動(ポスター、冊子等)
- 複数回献血クラブの設立
- 子ども震ヶ関見学デーでの普及啓発活動(8月)
- 採血基準の見直し(平成23年4月)
 - ・献血可能年齢の拡大
 - 400ml採血 → 男性18歳以上から17歳以上へ
 - 血小板成分採血 → 男性54歳迄から69歳迄



東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。
また、2009年の献血率(=献血者延べ人数/献血可能人口)5.9%を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年には、約101万人不足するというシミュレーションになる。



6. 血液製剤の特殊性と日赤による血液事業の実施について

(1) 血液製剤は人から採取した貴重な血液を原料として製造されること

(ボランティア活動による原料確保) * 血液法では有料での採血を禁止

- ① 売血時代の肝炎感染問題等を踏まえ、献血により血液を確保することとされ、当時、採血事業者であり、かつ奉仕活動の母体である日本赤十字社を中心として献血を推進。
- ② 善意に基づく献血の確保のため、全国的な社会奉仕活動の主体である日本赤十字社が一定の役割を果たしているものとする。

<経緯>

(1) “売血”から“献血”へ

戦後、売血により製造された血液製剤の輸血により、患者が梅毒や肝炎に感染し、社会問題化。“献血”を原料とする血液事業の担い手として、国が、日本赤十字社にその任務を依頼した理由は以下のとおり。(昭24年5月 厚生省、東京都、日本医師会、日本赤十字社による「輸血問題予備懇談会」における方針。)

- ①ヨーロッパ諸国において、血液事業は赤十字社が中心となっていた。
- ②赤十字国際会議の決議で各国の赤十字が血液事業を行うことが勧奨されていた。
- ③当時、米国赤十字の指導援助を得ることができた。

昭和23年 輸血による梅毒感染事件を契機に、GHQが国へ血液銀行設立を指示(院内採血から保存血輸血へ)

昭和27年 日赤血液銀行を設立 * 多くの民間銀行が設立(売血増加)

昭和39年 ライシャワー事件を契機として、閣議決定により日赤による献血受入を推進(売血から献血へ)

(2) 昭和49年 “献血”による輸血用血液製剤の国内自給達成

(3) 平成2年 有償採血所の完全廃止

(4) 血液法においては、平等に採血所の許可申請することが可能

(2) 感染のリスクが常にあること(特に輸血用血液製剤)

- ① 血液製剤は、ウイルス感染の危険性を完全に否定することは困難であり、特に輸血用血液製剤については、過去の梅毒、肝炎、HIV事件を踏まえ、採血前の問診から検査、製造、市販後の遡及調査に至る一連の安全対策を明確な責任の下、着実に実施する必要性がある。
- ② これを達成するため、採血から製造、供給を全て担う日本赤十字社が輸血用血液製剤の安全対策を一環して行う体制が必要である。なお、輸血用血液製剤は有効期間が血小板製剤で4日である等短いことから、採血後に迅速に製剤、供給する必要性がある。

(3) 献血事業が営利目的での競争に馴染まない理由

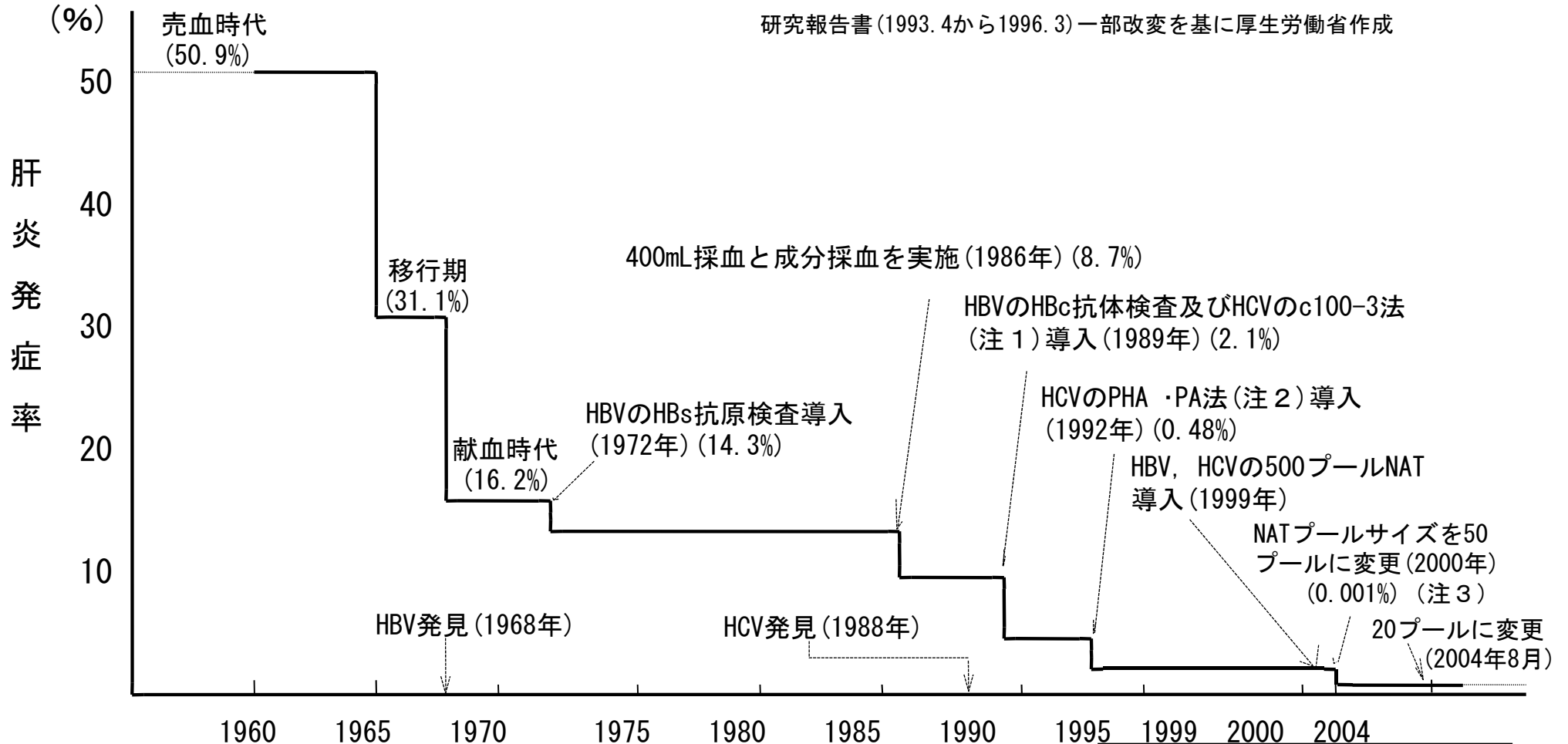
- ① 血液の確保は売血から献血へ変遷し、法律で有償採血を禁止していること
 - ・ 過去の肝炎、エイズ等、血液由来の感染症が問題になったこと及び血液は人体から採取するといういわば臓器に準ずるものであり、倫理的な面を配慮し、血液の確保は献血が基本とされた。WHOも「無償献血を基本として血液事業を推進すべき」と勧告。
- ② 仮に、採血事業について、営利目的での競争性を認め、利益を目的とした事業者が参入しても、献血者の理解が得られないなど、ボランティア精神に基づく献血制度と相容れない状況が想定されること
- ③ 世界的にみても、採血から輸血用血液製剤の供給は、赤十字社、赤新月社若しくはこれに準ずる公的機関が実施している。

以上から、献血事業は、営利目的での競争には馴染まないものとする。

輸血後肝炎発症率の年次別推移

※「日本赤十字社輸血後肝炎の防止に関する特定研究班」

研究報告書(1993.4から1996.3)一部改変を基に厚生労働省作成



注1) c100-3法: C型肝炎ウイルス発見後早期に開発されたC型肝炎ウイルス抗体検査 (第1世代検査法)

注2) PHA・PA法: 特異性・感度が改善されたC型肝炎ウイルス抗体検査 (第2世代検査法)

注3) 全国の推定輸血患者数のうち、保管検体による個別NATなど、詳細な検査で感染の可能性が高いと判断された件数で試算

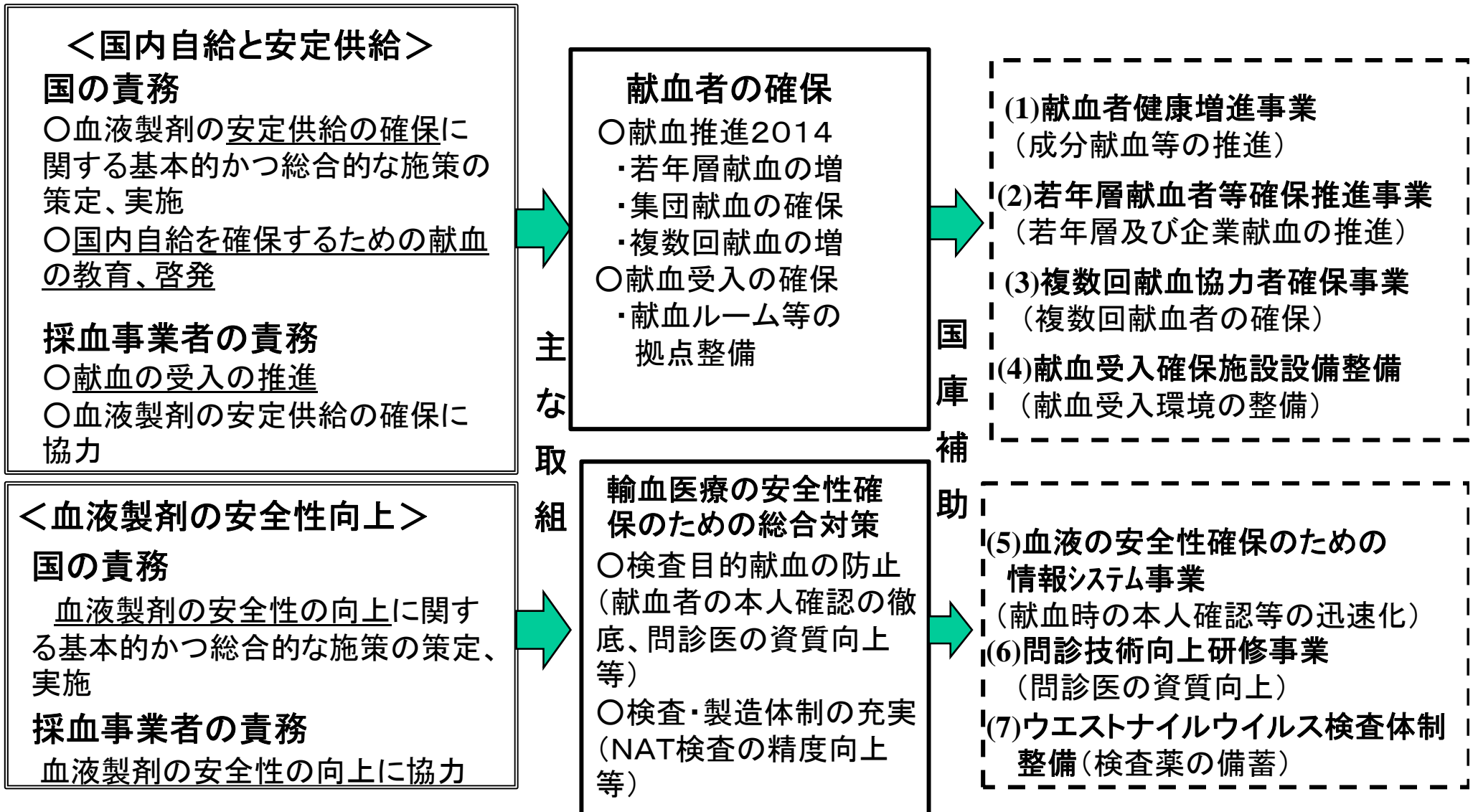
注4) NAT: ウイルスの遺伝子を構成する一部を人工的に増やし、ウイルスの有無を直接的に検出する検査法。検査のための検体数がプール。

HBV: B型肝炎ウイルス
HCV: C型肝炎ウイルス

7. 日本赤十字社に対する補助事業の概要

○昭和39年ライシャワー事件(輸血後肝炎感染)を踏まえ、「政府は日本赤十字社による献血受入体制の整備を推進」する旨を閣議決定。(昭和39年11月17日)

○血液法の国の責務である血液製剤の安定供給の確保及び安全性の向上のため、採血事業者である日本赤十字社が実施する献血者の受入及び血液の安全性向上を図るための取組へ国庫補助。



8. 各事業の概要（括弧内は23年度予算額、総額373百万円）

(1) 献血者健康増進事業費(148百万円)

○事業内容

献血者の健康を増進させるとともに、安全性の高い成分献血等を推進して献血者の確保を図るため、成分献血者等に対する血液検査の実施及び献血できなかった方に対する健康相談等を実施。（健康増進を図り、献血できなかった方を含めた将来の献血を確保）

(1)成分献血及び400ml献血者に対する血液検査の実施及び検査結果の情報提供。

(2)献血できなかった方（低比重者）に対する健康管理用リーフレットの交付及び栄養士による健康相談。

○実績(23年度) 検査実施者 4,831千人 ・健康相談 3,376人 ・献血不適格者用リーフレット 454千部

(2) 若年層献血者等確保事業費(12百万円)

○事業内容

少子高齢化等により献血者が減少する現状を踏まえ、若年層の献血者等を確保するため、若年層献血者を対象としたセミナー等の開催、協力団体等献血協力組織の育成及び献血協賛企業の活動推進を図る。

○実績(23年度) 献血ふれあい事業597回、37,642人 ・献血セミナー459回、46,183人 献血協賛企業訪問8,910回

(3) 複数回献血協力者確保事業費(17百万円)

○事業内容

複数回献血者を確保するため、各血液センター毎に複数回献血者を確保するためのクラブを設立し、会員に対する献血等に関する情報提供や講演会の開催、健康相談事業を実施。

○実績(23年度) 複数回献血者約100万人、クラブ情報誌143万部、講演会65回、健康相談888回

(4) 献血受入確保施設設備整備費(160百万円)

○事業内容

献血ルームの設置及び改修等の施設整備及び成分採血装置購入を行う。

○実績(23年度迄の整備状況) 献血ルーム 120ヶ所 成分採血装置1,852台

(5) 血液の安全性確保のための情報システム事業費(30百万円)

○事業内容

血液製剤の安全性確保ためには献血時の本人確認を厳格に行う必要があり、手続きの迅速化を図りつつ、本人確認の確実性を強化するとともに、問診医が過去の情報を参照しながら献血の適格性を判断するなど、問診の迅速化を図るためのシステムを運用。

○実績(端末設置台数) 問診入力用端末386台 問診歴照会用パソコン176台

(6) 問診技術向上研修事業費(1百万円)

○事業内容

献血時の問診を担当する医師の資質の向上や問診技術の全国均てん化を図るために、問診医を対象とした研修会を実施。

○実績(23年度) ・研修会10回(本社、7基幹血液センター)、参加者241人

(7) ウエストナイルウイルス検査体制整備費(4百万円)

○事業内容

輸血により感染する可能性のあるウエストナイルウイルス対策として、日赤でNAT検査試薬を備蓄、感染発生時の検査体制を整備し、献血血液の安全性向上を図る。

* NAT検査(病原体の遺伝子を構成する核酸の一部を人工的に増やし、病原体の有無を検出する検査法)

○実績(23年度) ・1キット(5,000テスト分)備蓄(10万人分)

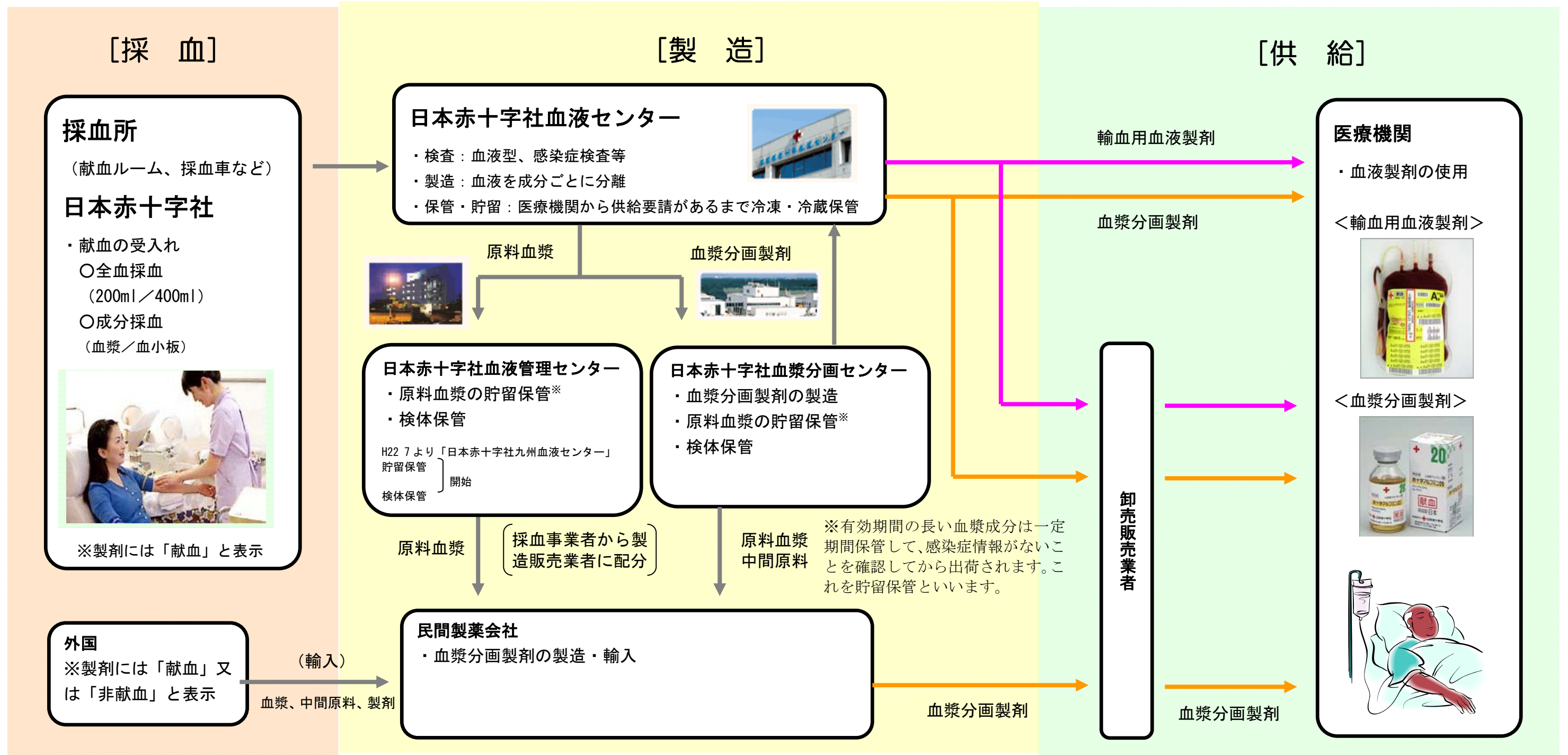
(8) 献血者健康被害補償対策推進費(2百万円) * 本省経費

○事業内容

国に「献血者健康被害補償調査会」を設置、日赤が実施する献血者の健康被害補償について、判断困難事例について日赤からの申出に基づき事案を調査審議し、意見等を表明。(これまで開催実績なし)

参考資料

<我が国における血液事業の流れ>



薬事食品衛生審議会血液事業部会の構成

厚生労働大臣

血液事業部会

- 部会としての意思決定
 - ・基本方針・献血推進計画・需給計画の策定
 - ・献血受入計画の認可
 - ・採血事業の開始・休廃止の許可
- 血液事業の運営全般に関する調査審議
- 調査会からの報告聴取 等

運営委員会

- ・定期的に開催し、血液事業の運営状況を確認・評価
- ・緊急時等には機動的に開催。安全性等に関する情報を速やかに共有、評価し、必要な措置等を検討
- ・厚生労働省内関係部局、関係機関等から幅広く情報収集
- ・感染症定期報告の確認
- ・遺伝子組換え製剤の安全性についても所掌

安全技術調査会

- ・血液製剤の安全性確保
- ・採血に係る安全性確保 等

献血推進調査会

- ・献血推進に関する目標設定及びその評価
- ・普及啓発活動に関する検討及び効果の検証
- ・「献血推進計画」案の策定 等

適正使用調査会

- ・血液製剤の使用実態の分析・評価
- ・適正使用ガイドラインの作成・見直し、普及 等

輸血用血液製剤の種類

分類	用途	有効期間
赤血球製剤	出血および赤血球が不足する状態、またはその機能低下による酸素欠乏のある場合	採血後21日間
血漿製剤	複数の血液凝固因子の欠乏による出血ないし出血傾向のある場合	採血後1年間
血小板製剤	血小板の減少またはその機能低下による出血ないし出血傾向のある場合	採血後4日間
全血製剤	大量出血など、すべての成分が不足する状態で、赤血球と血漿の同時補給を要する場合	採血後21日間

採血基準

項目	採血の種類	全血採血		成分採血	
		200ml全血	400ml全血	血漿	血小板
1回採血量		200ml	400ml	300ml～600ml (体重別)	400ml以下
年齢		注) 16歳～69歳	注) 男性17歳～69歳 女性18歳～69歳	注) 18歳～69歳	注) 男性18歳～69歳 女性18歳～54歳
体重		男性45kg以上 女性40kg以上	男女とも 50kg以上	男性45kg以上 女性40kg以上	
最高血圧		90mmHg以上			
血色素量		男性 12.5g/dl以上 女性 12g/dl以上	男性 13g/dl以上 女性 12.5g/dl以上	12g/dl以上 (赤血球指数が標準 域にある女性は11. 5g/dl以上)	12g/dl以上
血小板数		—	—	—	15万/μl以上 60万/μl以下
年間採血回数		男性6回以内 女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内	血小板成分採血1回を2回分に換算して 血漿成分採血と合計で24回以内	
年間総採血量		200ml献血と400ml献血を合わせて 男性1,200ml以内、女性800ml以内		—	—
共通事項	次の者からは採血しない ①妊娠していると認められる者、又は過去6か月以内に妊娠していたと認められる者 ②採血により悪化するおそれのある循環器系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者 ③有熱者その他健康状態が不良であると認められる者				

注)65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られる。

日本赤十字社の概要

1. 概要

日本赤十字社は、世界にある赤十字社・赤新月社の1つとして、日本赤十字社法に基づき設立された認可法人。東京に本社を置き、全国の関連施設において、国内外の災害救護、医療、血液、社会福祉事業、青少年赤十字、ボランティア活動を実施。

2. 沿革

- 1877年(明治10年) 博愛社創立
- 1887年(明治20年) 日本赤十字社と改称
- 1952年(昭和27年) 日本赤十字社法制定
- 1952年(昭和27年) 血液銀行を開設(血液事業の開始)

3. 組織

本社(東京)、支部(47都道府県)、施設(病院等、社会福祉施設、血液事業施設、看護師養成施設)
全職員数:59,042人

4. 血液事業の体制

①職員数

- 血液事業本部(本社) 250人
- 施設職員数8,496人(血液センター62、出張所155、血漿分画センター1、血液管理センター1)

②事業規模(血液事業特別会計:23年度支出決算見込み) 約1,624億円

5. 血液事業の収支(当期剰余金:収入－支出)単位億円

平成21年度	99	(収入 1,625	支出 1,526)
22年度	95	(" 1,658	" 1,563)
23年度*	30	(" 1,654	" 1,624) *見込み

○近年、輸血用血液製剤の需要増加に伴い、収入が増加

○現在、広域事業運営体制導入に伴う設備投資(ブロック血液センターの新設等)に伴い、支出が増加

見直し案(血液製剤対策事業)

<方向性>

安全対策の強化及び献血推進を図るため、以下の視点で現行事業を見直し効果的な対策を検討。

- (1)安全対策の強化(未知の感染症対策等の安全対策のための体制強化、災害対策の強化)
- (2)献血の推進(献血者の拡大、効果的な施設整備)

<現 状>

1. 安全対策の強化

【補助事業】

(1)血液製剤の感染症対策等

ウエストナイルウイルス検査体制整備事業
(検査薬の備蓄)

(2)献血血液の安全性の向上

血液の安全性確保のための情報システム事業
(採血時の本人確認や問診の迅速化のためのシステム運用)

問診技術向上研修事業
(問診医の資質向上のための研修会実施)

<見直しの方向>

感染の恐れのあるウイルス等に関するサーベイランスシステムに特化【補助事業】

① 新たなリスクの評価、最新の安全対策の効果の検証等の体制整備【本省費】

② 災害時の血液製剤の円滑な供給体制の確保【補助事業】

(1) 未知の感染症等の安全対策のための体制強化

- ① 血液製剤については、問診・各種スクリーニング検査の実施等により安全性の向上に努めてきた。しかし、新たな感染症の発生等新たなリスクには迅速に対応できない可能性がある。また、最新の安全技術が開発された場合にその技術の効果の検証を行う体制が不十分である。
- ② このため、次のような取組を検討する。
 - ア. 新たなリスクの評価、最新の安全対策の効果の検証等の体制整備
(病原体不活化技術等新たな安全技術の情報収集、技術導入の効果予測や費用対効果の検証、安全技術に関する人材育成等)
 - イ. 血液製剤のリスクを監視・評価するため、感染の恐れのあるウイルス等に関するサーベイランスシステムの構築
(現時点ではウエストナイルウイルス対策が焦眉の課題。海外情報を基にその他の新たなウイルスを含め安全対策に必要なサンプル検査の実施や検査キットの確保等。)

(2) 災害時の血液製剤の円滑な供給体制の確保

平成23年3月の東日本大震災の教訓(ア. 停電による動力喪失、イ. 通信回線の混乱による情報不足、ウ. 移動採血車や血液運搬車両の燃料不足等)を踏まえ、今後、国の支援を検討。

- 例) ① 日赤における複数の通信手段の確保(例:衛星電話の確保)
② 血液センターの災害対策施設の整備(ブロックセンターの自家発電能力の向上、検査施設の免震構造の整備)
③ 災害時の供給拠点の確保(供給出張所の新設)

<現 状>

2. 献血の推進

- 【補助事業】**
- (1) 献血者の拡大**
- ① 献血者の確保
 献血者健康増進事業
 (成分献血者等に対する追加の血液検査、献血できない方の健康相談)
- ② 若年層献血等の推進
 (「献血推進2014」の目標達成)
 若年層献血者等確保推進事業
 (献血セミナーの開催、献血協賛企業の掘り起こし)
 複数回献血協力者確保事業
 (複数回献血クラブを通じた情報提供、会員に対する講演会等)

健康相談の充実

→ 一部廃止
 (成分献血者等に対する追加の血液検査の補助廃止)

→ 着実な目標達成

→ 継続

<見直しの方向>

成分献血者等に対する追加の血液検査及び検査結果の通知は補助を廃止

献血できない方に対する健康相談事業へ重点化【補助事業】

引き続き若年層献血等を推進【補助事業】

- 献血できない方に対する健康相談事業へ重点化【補助事業】**
- ・特に女性に焦点を当て、相談対応できる環境整備を検討。
 - ア. 健康相談事業は、低比重などで意欲がありながら献血できない者(多くは女性)の健康を増進し、将来の献血者を確保するために有効な方策であり、引き続き推進する必要がある。
 ※健康相談を受けた者のうち、約23%が再来し、献血(平成23年度実績)
 - イ. しかしながら、現在、相談事業は、献血ルームのスペースの問題から、約4割のルームで栄養士等専門家による相談やプライバシーに配慮した相談が困難な状況。
- 若年層献血等の推進**
- ① 若年層のニーズを踏まえた献血対策の推進
 - ・各都道府県の献血推進協議会等へ厚生労働省と日赤の職員が参加し、高校生など若年層のナマの意見を把握。対策に反映。
 - ② 学校関係者の理解促進【本省費】
 - ・養護教諭等の学校教師を対象とした研修会
 - ・学校関係者の献血推進協議会等への参加促進
- * 平成25年度から、高等学校の「保健体育」で献血制度が取上げられる予定
- ③ 集団献血や複数回献血は現在の補助事業で一定の効果を挙げており、引き続きこれらの取組を推進。
【補助事業】

	10年度	15年度	20年度	21年度	22年度
献血率(%)10代	10.7	8.8	6.1	6.0	6.1
20代	10.5	8.6	7.8	7.8	7.9
献血協賛企業	—	—	38,399	43,193	45,343
複数回献血者	—	—	942,588	984,766	999,325

(参考)研究費・本省費で実施

- ③ 採血基準の見直し
- 献血可能年齢の拡大
 (平成23年4月改正: 男性の採血可能年齢)
- ・400ml採血: 18歳から17歳以上へ
 - ・血小板成分採血: 54歳から69歳迄へ
 - ・女性の採血年齢*は変更せず
- * 200ml: 16歳~69歳 400ml: 18歳~69歳
 血漿: 18歳~69歳 血小板: 18歳~54歳



献血者の増加につながる採血基準の見直しに関する研究の推進

採血上限年齢等(例: 血小板採血: 女性54歳)について、VVRの発生要因等を検証し、見直しが可能であるか検討。
 併せて採血量や10代の若年層の採血年齢についても検討。

* VVR: 血管迷走神経反応。採血時の健康被害の中で最も頻度が高い。重症例では意識消失による転倒が発生。

<現 状>

【補助事業】

(2) 献血環境の整備

献血受入確保施設設備整備

(献血ルームの施設整備、成分採血装置の購入)

効果的な施設整備

一部廃止
(成分採血装置の補助廃止)

<見直しの方向>

一般的な施設整備や成分採血装置購入の補助は廃止。

今後は政策効果を検証するための以下のモデル的整備事業を検討。

① 献血者のニーズや地域の特性に焦点を当て、献血者がより安心して利用できる移動採血車の整備【補助事業】

② 献血者にとって安全かつ快適なモデル的なルーム環境整備事業を推進【補助事業】

○ 今後は政策効果を検証するための以下のモデル的整備事業を検討。

ア. 献血者のニーズや地域の特性に焦点を当て、献血者がより安心して利用できる移動採血車*の整備

* 献血場所が確保できない地域において、「移動採血車」による出張採血を実施。(全国295台)

- ・ 車内の環境改善など献血者のニーズに合わせた移動採血車に対するモデル事業を検討。

改善案: 問診室の独立(プライバシーの保護の強化)

VVR発生時の車内の看護要員と看護スペースの確保 等

イ. 献血者にとって安全かつ快適なモデル的なルーム環境整備事業を推進

- ・ 献血ルームは献血者の確保の最前線。若年層献血の推進及び複数回献血者の確保等、「献血推進2014」の目標を達成する上で、重要な拠点。
- ・ それらの者の受入れを推進するため、安全かつ快適な環境整備が必要。日赤は平成22年度に「施設整備ガイドライン」*を策定してこれに準拠した施設整備を実施中。
- 例) ガイドラインの考え方: ゆとりのある空間等快適な環境による複数回献血の確保、VVR発生時の副作用処置室の設置、バリアフリー等高齢者に配慮した設備等
- ・ 安定的に献血者を確保し、将来の献血不足を回避するため、「施設整備ガイドライン」によるルーム改修の補助を検討。

* 改修によるVVR発生率の減少例(有楽町献血ルーム:平成22年度改修)

年間発生率: 改修前0.75% → 改修後0.31%

*「施設整備ガイドライン」

- ・ 献血者に対して質が高く安全かつ効率的な採血体制の構築と広域事業運営体制を踏まえた献血ルームの設置条件、環境の充実等の考え方をまとめたもの。
- ・ ルームの配置基準として、設置場所の選定、必要なスペース(受付から休憩室、問診室、採血検査室、キッズスペース等)の確保の考え方等を整理。

論点等説明シート

事業名

血液製剤対策事業

予算の状況
(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
予算額(補正後)	601	472	373	346	
執行額	598	456	371		
執行率	99.5%	96.6%	99.5%		
総事業費(執行ベース)	1,577	1,664	1,524		

事業についての論点等

(事業の概要)

安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保を図る。

日本赤十字社が、献血者への健康診査、健康相談を実施する事業、献血に関する教育・啓発に資する事業や安心して献血できる環境の整備等を行う事業に対して補助を行うもの。

また、献血者等の健康被害に対する補償にあたり、判定困難事例について検証するための判定会を開催する。

事業名：①血液供給等事業費、②献血推進基盤整備事業費、③献血者健康被害補償対策推進費

実施主体：①②日本赤十字社(補助率1/2) ③国

(論点)

○採血業及び輸血用血液製剤の供給は、日本赤十字社が独占的に事業を行っているが、当該事業に関する実施方法の効率性の確保、国民目線に立った利便性の向上の取組、事業運営に対する外部評価及び情報公開による透明性の確保について十分でないのではないかと。

参考：安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液法)

(国の責務)

第四条 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(採血事業者の責務)

第六条 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。

(業として行う採血の許可)

第十三条 血液製剤等の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、採血を行う場所(以下「採血所」という。)ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

(有料での採血等の禁止)

第十六条 何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。

(業務規程)

第十七条 採血事業者は、採血及び原料血漿(国内で献血により得られる人血漿であつて人血漿以外の血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。)の製造その他の採血に附帯する業務(以下「採血関係業務」と総称する。)に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

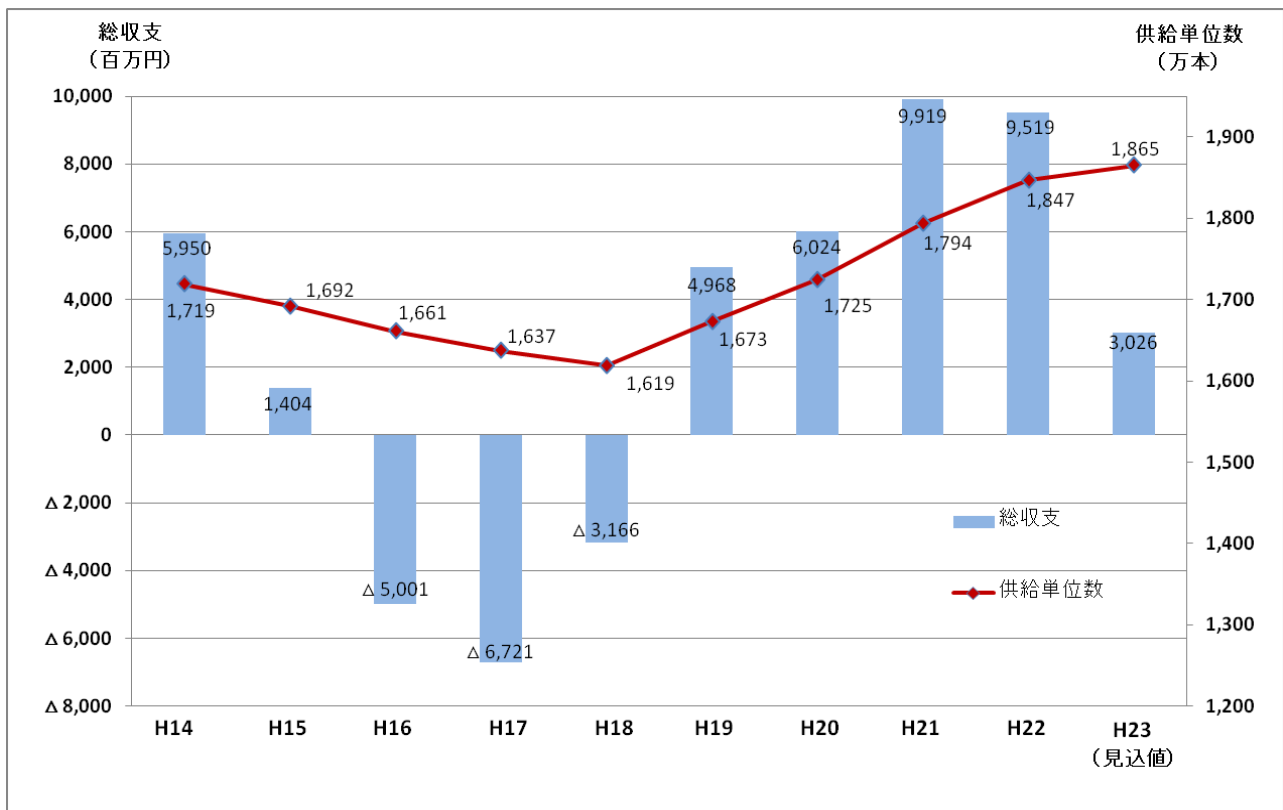
○新興感染症が発生した場合などの危機管理として、血液製剤の新たな安全技術の導入の検討といった課題がある中で、血液法における血液事業の実施に係る関係者の責任の所在を明確にした上で、国と採血事業者の役割分担を踏まえ、剰余金が生じている日本赤十字社への国の補助のあり方について検証し見直すべきではないか。

参考：日本赤十字社は、血液事業で剰余金が生じている。

日本赤十字社血液事業特別会計当期剰余金

平成20年度 6,024百万円 平成21年度 9,919百万円 平成22年度 9,519百万円
 平成23年度 3,026百万円(見込み)
 (※平成22年度収入合計 162,484百万円 平成23年度収入合計 165,414百万円(見込み))

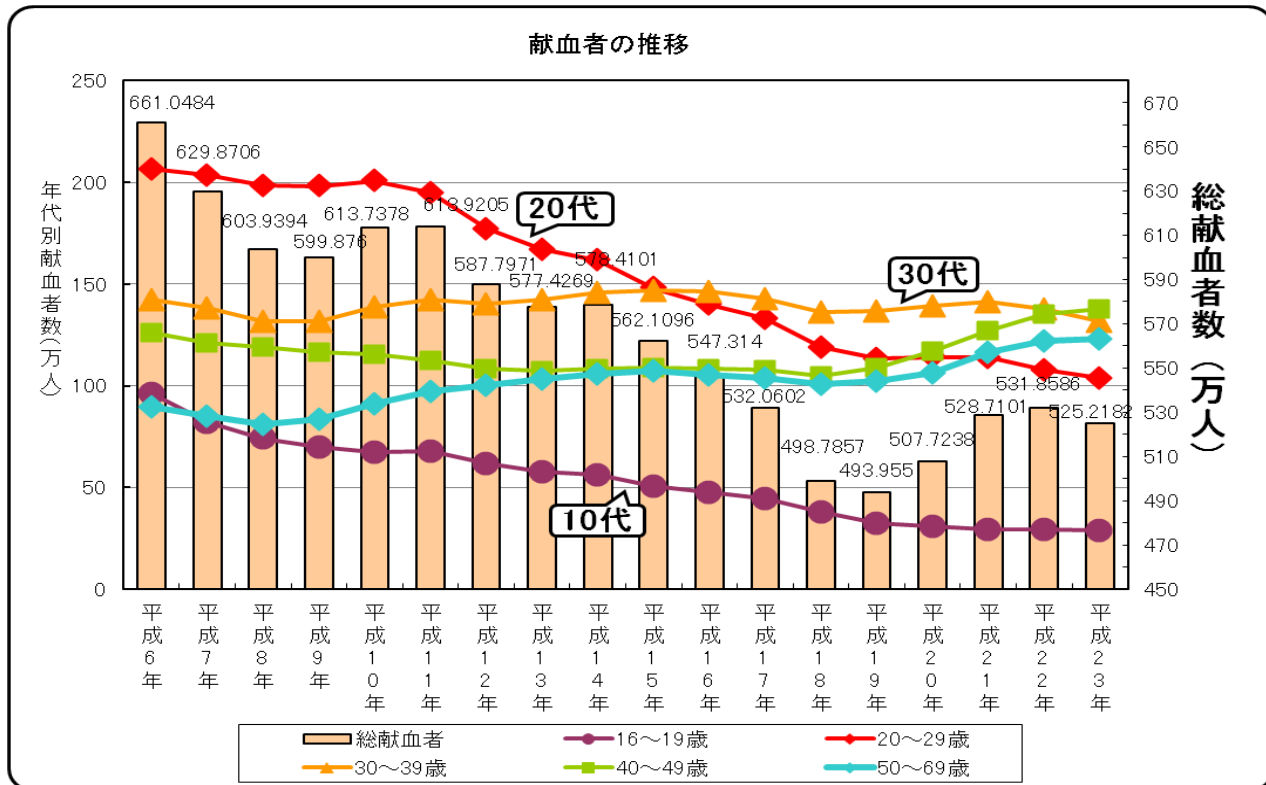
参考データ(輸血用血液製剤の供給数推移と収支状況)



○将来にわたり、安定的に血液製剤の供給確保が図られるよう、現行の事業効果を検証し、献血者が減少している若年層への献血の働きかけを強めることや、安全性を確保しつつ、今後増加が見込まれる高齢者層の献血を一層促進するなど、事業の見直しを行うべきではないか。

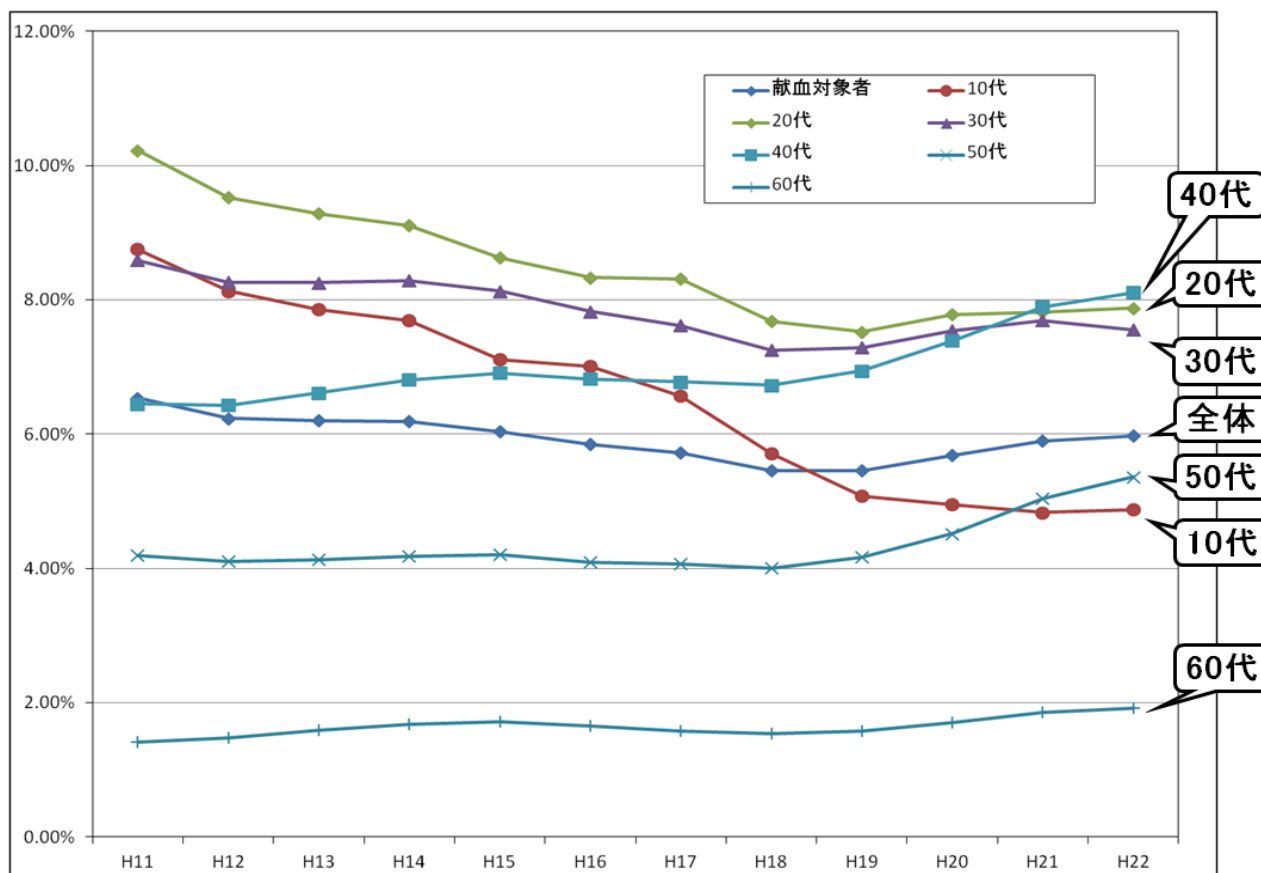
参考：【平成26年度までの達成目標：薬事・食品衛生審議会献血推進調査会】
 若年層の献血者数の増加 20代献血率8.4% (平成21年度実績7.8%)
 安定的な集団献血の確保 企業・団体50,000社 (平成21年度実績43,913社)
 複数回献血の増加 年間120万人 (平成21年度実績984,766人)

参考データ



出典：平成23年度血液事業報告

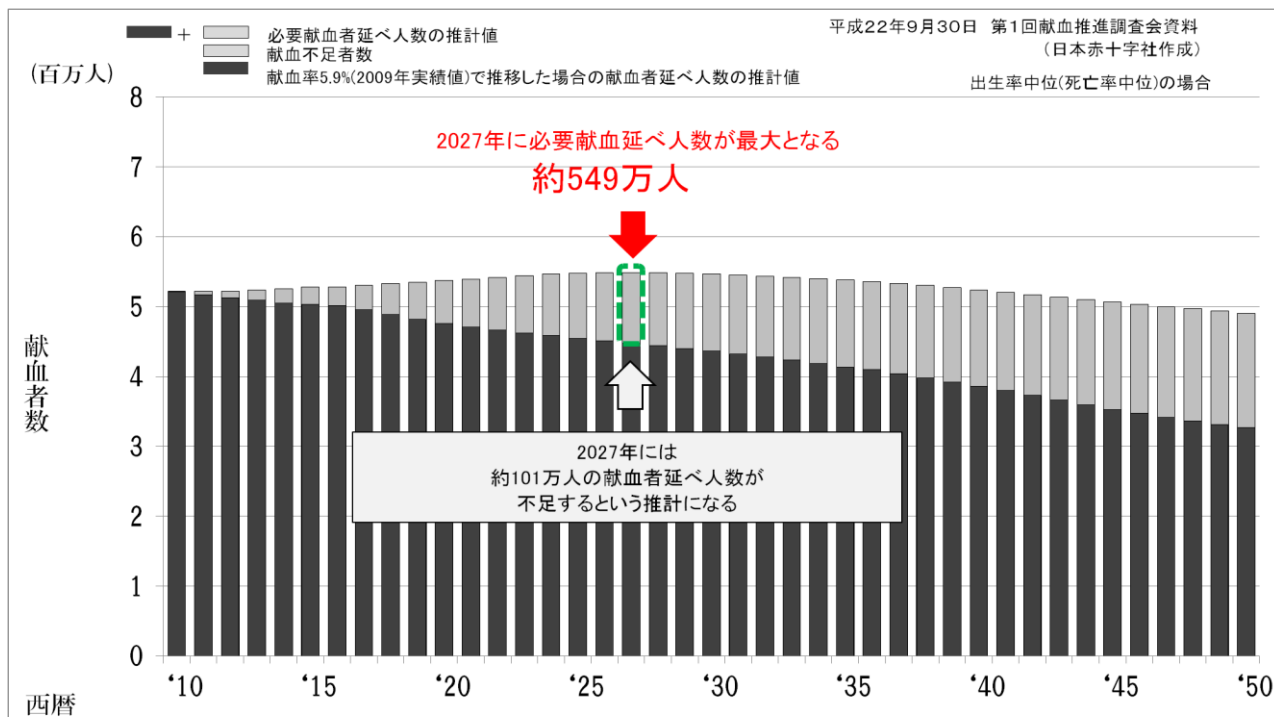
参考データ(世代別献血率の推移) □



出典：日本赤十字社調べ

参考:血液需給将来シミュレーション

(日本赤十字社が、一定の推定値をもとに平成22年に推計したデータである。)



東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。
また、2009年の献血率(=献血者延べ人数/献血可能人口)5.9%を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年には、約101万人不足するというシミュレーションになる。